

「議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

令和元年11月25日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	重富達也
	〃	吉沢章子
	〃	大西いづみ
	〃	秋田 恵

「議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第7条から第12条までを削り、第13条を第7条とする。

第14条から第17条までを削る。

附則第1項ただし書中「、第8条、第10条、第12条、第13条、第15条及び第17条」を「及び第7条」に改める。

提 案 理 由

市長、副市長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の期末手当の額を改定しないこととするため修正するものである。